

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

目次

◇ 告 示
 保険医療機関等の指定
 国民健康保険法第三十九条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの

土地改良区の清算人の就任

土地改良区の役員の就退任

土地改良区の役員の住所変更

土地改良区の定款の変更

土地改良事業計画の適否の決定

土地改良事業変更計画等の適否の決定
 土地の用途廃止

入会林野整備計画の認可

◇ 正 誤
 昭和四十六年七月鳥取県告示第六百二十二号中訂正

告 示

鳥取県告示第八百四十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十六年十月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取県職員診療所	鳥取市東町一丁目二二〇	昭和四十六年十月十三日
仲 倉 医 院	倉吉市越殿町一、五五一	五日
野 田 外 科 医 院	〃 堺町三丁目七三	一日
渡 部 外 科 医 院	境港市上道町 一、九九〇の一二	〃
谷 口 歯 科 医 院	鳥取市立川町 五丁目一四一の二	〃
木 村 歯 科 医 院	口野郡日南町大字下阿毘緑 九一〇	〃 十三日
岡 田 薬 局	米子市上後藤二九四の二	〃 一日

鳥取県告示第八百四十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登 録 の 年 月 日
鳥国医第一六三二号	田 中 資 輝	昭和四十六年九月二十二日
第一六三三号	中 村 一 貫	"
第一六三四号	松 島 嘉 彦	"

鳥取県告示第八百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から清算人が就任した旨の届出があつたので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定により告示する。

昭和四十六年十月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

福守土地改良区

就任した清算人の住所及び氏名

- 前 田 清 蔵 倉吉市福守町五五五
- 石 村 兼 孝 " 五四一ノ一
- 西 尾 秀 雄 " 五四一ノ二
- 永 田 利 治 " 五四四
- 田 中 重 敏 倉吉市不入岡二八九

昭和四十六年七月二十六日付鳥取県達第五十八号による解散命令により理事が就任 任期清算終了まで

大御門村市谷土地改良区

就任した清算人の住所及び氏名

- 坂 本 奉 蔵 八頭郡郡家町市谷四一七
- 下 田 定 吉 " 四二四
- 岡 村 一 雄 " 四〇七
- 下 田 寿 賀 雄 " 四〇七ノ一
- 岡 村 政 一 郎 " 四三六
- 供 長 修 太 郎 " 三六八
- 永 江 美 輝 " 二六五
- 下 田 清 " 四二〇
- 中 山 梅 太 郎 " 四一一
- 平 木 正 美 " 一三三
- 岡 崎 克 治 " 三八八
- 谷 口 寿 雄 " 四七二

昭和四十六年七月二十六日付鳥取県達第五十四号による解散命令により
理事が就任 任期清算結了まで

大坪土地改良区

就任した清算人の住所及び氏名

中本 長 壽 八頭郡家町大坪二六ノ二

藪内 栄 治 " 五三七

藪内 大 二 八頭郡家町大坪五三七ノ二

昭和四十六年七月二十六日付鳥取県達第五十六号による解散命令により
理事が就任 任期清算結了まで

鳥取県告示第八百四十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八第十五項の規定に
基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出
があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十六年十月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

大井手用土地利用改良区

退任した役員の住所及び氏名

理事 谷 口 新 正 東伯郡大栄町瀬戸七六二

" 山 崎 祥 雄 " 六六ノ一

" 生 原 敏 夫 " 三七九ノ一

" 田 中 正 明 " 九一二

" 石 丸 嘉 寿 美 " 八一
" 油 本 登 " 六尾四一〇
監事 山 辺 睿 " 瀬戸五六九
" 坂 本 隆 春 " 五六六
任期満了による退任

大井手用土地利用改良区

就任した役員の住所及び氏名

理事 山 崎 祥 雄 東伯郡大栄町瀬戸六六ノ一

" 谷 口 新 正 " 七六三

" 生 原 敏 夫 " 三七九ノ一

" 田 中 正 明 " 九一二

" 石 丸 幸 人 " 七九五

" 油 本 登 " 六尾四一〇

監事 坂 本 隆 春 " 瀬戸五六六

" 山 辺 美 徳 " 五六九

昭和四十六年二月一日の総会で総選挙の結果当選し、二月二日就任任期
(昭和四十八年一月九日まで)

五ヶ井手土地利用改良区

退任した役員の住所及び氏名

監事 岡 昭 西伯郡岸本町番原五〇〇

昭和四十六年六月二十七日死亡により退任

五ヶ井手土地改良区

就任した役員の住所及び氏名

監事 谷 口 操 西伯郡岸本町番原五九九

昭和四十六年七月十五日、補欠選挙の結果当选し、七月二十日就任

期(昭和四十八年五月七日まで)

数津土地改良区

退任した役員の住所及び氏名

理事 井戸垣 納太郎 鳥取市数津一三〇

山 根 頼 男 一 九 四 ノ 二

西 尾 秋 夫 一 六 四

井 戸 垣 美 親 一 三 二

竹 間 山 時 一 三 五

西 垣 保 馬 場 二 八 八 ノ 一

山 根 裕 数 津 一 四 八

西 尾 武 胤 一 六 〇

山 根 謙 之 助 一 四 五

任期満了により退任

数津土地改良区

就任した役員の住所及び氏名

理事 井戸垣 納太郎 鳥取市数津一三〇

山 根 頼 男 一 九 四 ノ 二

西 尾 秋 夫 一 六 四

井戸垣 美 親 一 三 二

竹 間 由 時 一 三 五

井戸垣 勝 治 鳥取市馬場三〇二

山 根 裕 鳥取市数津一四八

監事 山 根 謙 之 助 一 四 五

石 谷 一 郎 一 五 一

昭和四十六年六月六日通常総会において総選挙の結果当选し、六月三十日就任 任期二年(昭和四十八年六月二十九日まで)

大山北部土地改良区

就任した役員の住所及び氏名

理事 青 木 隆 介 西伯郡大山町国信九六六

森 田 潔 三 四 三

中 嶋 薫 明 九 五 〇

堀 澄 三 六 四

提 島 明 三 八 五

林 原 四 郎 末 広 四 七 一

林 原 成 美 二 六

林 原 隆 英 五 八 八

車 和 則 西伯郡大山町末長四七ノ一

中 上 唯 雄 五 四

山 根 克 一 郎 稻 光 一 六

金 川 豊 六

山 根 秀 範 上 野 一 八 三

" 山根健寿 一九六
 " 福留 叢 " 福尾五五三
 監事 辻田裕昭 " 国信三一五
 " 勝部益夫 " 末吉五六〇
 " 金田篤治 " 上野二二二
 土地改良法第十八条第四項の規定により申請人が選任し、昭和四十六年九月七日就任 任期第一回総会まで

江北土地改良区

退任した役員の住所及び氏名

監事 涌嶋 仁 東伯郡北条町大字江北五九五
 任期满了により退任

江北土地改良区

就任した役員の住所及び氏名

監事 涌嶋 仁 東伯郡北条町大字江北五九五
 昭和四十六年五月三十一日役員改選選挙会の結果当選し、昭和四十六年五月三十一日就任 任期二年(昭和四十八年五月三十日まで)

下市駅南土地改良区

退任した役員の住所及び氏名

理事 井上一男 西伯郡中山町下市七八
 " 福留孝之助 米子市道笑町一丁目一〇二
 " 斉尾二郎 西伯郡中山町下市八六

" 高見 匡雄 " 高塚 典正 " 高塚 典正 " 高見 匡雄

" 森田健市 上市一〇
 " 渡辺 勇 四七
 " 山本儀雄 塩津八八六
 " 鹿島喜三郎 九八
 " 高塚典正 殿河内四六九
 " 高口若光 三九八
 " 林原重美 岡五九五
 " 辻 敏治 下甲三二一
 " 大西清信 岡五一
 " 福留信雄 高橋二三八
 " 長田 登 住吉五一〇ノ一
 " 石井利夫 一一二
 監事 天島清治 下市一三五ノ二
 " 谷野 僕市 岡五九〇
 " 谷川 均 下市四二
 任期满了により退任

下市駅南土地改良区

就任した役員の住所及び氏名

理事 井上一男 西伯郡中山町下市七八
 " 福留孝之助 米子市道笑町一丁目一〇二
 " 斉尾二郎 西伯郡中山町下市八六
 " 高塚典正 殿河内四六九
 " 高見匡雄 塩津九四一

" 高見 匡雄 " 高塚 典正 " 高塚 典正 " 高見 匡雄

大西清信 岡五一
 石井利夫 住吉一一二
 天島徳雄 高橋一五三
 高橋熊市 住吉九八六
 田中宣久 塩津六九五
 加藤幸三郎 住吉三五七ノ一
 辻敏治 下甲三二一
 高口若光 殿河内三九八
 小林信雄 上市二四

昭和四十五年三月二十九日第四回通常総会において総選挙の結果当選し、
 昭和四十五年四月一日就任 任期三年(昭和四十八年三月三十一日まで)

羽合土地改良区

退任した役員の仕事及び氏名

理事 故島賢市 東伯郡羽合町大字長瀬一一五〇ノ六 九六八
 神崎昭文 一二〇九
 石原庄太郎 二三八九
 高田武 大字久留二ノ四
 磯江正一 大字田後六九四
 椿徳 大字上浅津二八三ノ一
 梅田利康 三六八ノ一
 竹信秀秋 一二六
 中村博文 大字下浅津一五二
 道家務

中本豊吉 大字南谷四〇〇
 上村隆雄 大字上橋津五三
 岡本秀治 東伯郡東郷町大字長江一〇四六
 前田俊治 大字門田二八二
 井上一郎 倉吉市清谷六〇八
 仲倉源一 大塚一七一
 福井勝治 東伯郡羽合町大字田後五九五
 宮本良吉 大字久留八〇
 北田昇一 東伯郡羽合町大字上浅津二九一ノ一

任期満了により退任

羽合土地改良区

就任した役員の仕事及び氏名

理事 故島賢市 東伯郡羽合町大字長瀬一一五〇ノ六 九六八
 神崎昭文 一二〇六
 石原庄太郎 二三八九
 高田武 大字久留二ノ四
 磯江正一 大字田後六九四
 椿徳 大字上浅津六三ノ一
 梅田利康 三六八ノ一
 竹信秀秋 一二六
 中村博文 大字下浅津一五二
 道家務 大字南谷四〇〇
 中本豊吉

上村隆雄 " 上橋津五三

絹見石春 東伯郡東郷町大字長江一〇七八

岡本良蔵 " 門田三四二ノ一

井上一郎 倉吉市清谷六〇八

仲倉源一 " 大塚一七一

監事 福井勝治 東伯郡羽合町大字田後五九五

" 宮本良吉 " 大字久留八〇

" 北田昇一 " 上浅津二九一ノ一

昭和四十六年九月九日臨時総大会において総選挙(役員選挙)の結果当選し、昭和四十六年十月二日就任 任期四年(昭和五十年十月一日まで)

箕蚊屋土地改良区

退任した役員の住所及び氏名

監事 植田森男 米子市古豊千六五四

昭和四十六年九月十六日日本人の都合により退任

大山開拓名和町地区土地改良区

退任した役員の住所及び氏名

理事 西吉虎太 西伯郡名和町大字豊成二二四四ノ七

" 足立照美 " 門前六九一ノ一七三

" 影山宏明 " 六九〇ノ一六

" 吉川善一 " 大字加茂一五九二ノ八

" 松本樹之重 " 高田一二三ノ三五五

" 美甘和幸 " 門前六九一

山脇喜代蔵 " 六九一

" 富山俊夫 加茂一八〇五ノ七九

" 鈴木昭俊 " 一二九九

理事 河村正三 大字東坪二四六三ノ四七

" 表 勲 " 倉谷一一三九ノ三

監事 荻原君美 " 一一四二ノ一

" 古好莊一 " 高田一二二ノ三五五

" 鷺見光男 " 門前六九〇ノ五二

任期満了により退任

大山開拓名和町地区土地改良区

就任した役員の住所及び氏名

理事 西吉虎太 西伯郡名和町大字豊成二二四四ノ七

" 松本樹之重 " 高田一二三ノ三五五

" 美甘政美 " 門前六八九

" 池口重太郎 " 東坪二四六三ノ二

" 河村正三 " 二四六三ノ四六

" 向井政利 " 加茂一八〇三

" 吉川善一 " 一五九二ノ八

" 林中弘光 " 一二九九

" 美甘和幸 " 門前六九一

" 山脇喜代蔵 " 六九一

" 足立照美 " 六九一ノ一七三

監事 古好莊治 " 高田一二二ノ三五五

北村弓河内土地改良区

就任した役員の名所及び氏名

理事 中 泰男 八頭郡河原町大字北村一九〇

山口 幸雄 二四八

山口 弘次 七三〇ノ一

上田 哲雄 二〇一

森田 豊 二〇八

北村 道之 二〇三

有田 操 三二七

森田 幸市 一八八

森田 利男 六八

竹内 茂美 弓河内二四六

露木 市雄 二五二

露木 秀実 二七四

露木 範章 一四七

竹内 輝男 一六四

窪田 一夫 三一九

中嶋 房雄 北村三三二

中塚 益雄 弓河内一九一

昭和四十六年七月十一日総会において総選挙の結果当選し、昭和四十六年七月十二日就任 任期四年(昭和五十年七月十一日まで)

鳥取県告示第八百五十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十五項の規定

に基づき、次のとおり、土地改良区から役員の名所に変更を生じた旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十六年十月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

那家土地改良区

理事	土 井 常 夫	変更前	八頭郡那家町大字別府一五一番地
		変更後	八頭郡那家町大字別府一五一番地一

鳥取県告示第八百五十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、下市駅南土地改良区の定款の変更を昭和四十六年十月十九日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十六年十月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百五十二号

昭和四十六年七月一日付で北条町長から申請のあつた土地改良(鳥地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百五十三号

昭和四十六年七月一日付で北条町長から申請のあつた土地改良（鳥地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百五十四号

昭和四十六年七月一日付で北条町長から申請のあつた土地改良（鳥地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百五十五号

昭和四十六年八月二十六日付で西伯町長から申請のあつた土地改良（鴨部地区かんがい排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項

において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百五十六号

昭和四十六年九月一日付で淀江町長から申請のあった土地改良（小清水地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

淀江町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百五十七号

昭和四十六年五月三十一日付けで東伯郡泊村大字園六六番地森義雄ほか四十四人の者から申請のあった共同で行なおうとする土地改良事業変更計画及び変更規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条の二第三項において準用する同法第四十八条第六項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めため、同法第九十五条の二第三項において準用する同法第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

泊村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百五十八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年十月十四日から用途廃止した。

昭和四十六年十月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
鳥取市伏野字金崎西尾下一、六六一番地先	鳥取市白兎字小円道一二ノ一番地先から同市白兎字小円道一三ノ一番地先まで	一六五・〇三	道路敷
	鳥取市伏野字金崎一、五七三ノ二番地先から同市伏野字小円道一、六五二ノ一番地先まで	三一・六二	道路敷
	鳥取市伏野字金崎一、五七三ノ二番地先から同市伏野字金崎一、五五八ノ三番地先まで	三一〇・五一	道路敷
	鳥取市伏野字金崎一、五七三ノ二番地先から同市伏野字伏野字小円道一、六五一番地先	二五九・一九	水路敷
	鳥取市伏野字小円道一、六五一番地先	一五・一六	水路敷

鳥取県告示第八百五十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年十月十四日から用途廃止した。

昭和四十六年十月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】

場	所	面積 (平方メートル)	用途
鳥取市栗谷町七四ノ二番地先から同市江崎町一ノ七番地先まで		一一九・七〇	水路敷

鳥取県告示八百六十号

鳥取市岩坪岩坪坪入会林野整備組合長鳥取市岩坪四三ノ二四四七合併地天下卓夫から申請のあつた岩坪木朽谷入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第百二十六号)第十一条第二項の規定に基づき、昭和四十六年十月十九日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十六年十月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

正 誤

昭和四十六年七月鳥取県告示第六百二十二号(解除予定の保安林について)中次の箇所誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

二 下 六 (次の図に示す部分に (以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。))